平成２９年第２回定例会（１２月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

―― 補正予算・議案関係 ――

平成２９年１２月４日

健　　康　　福　　祉　　部

目　　次

◎ 補正予算関係

１　地域で支える認知症施策推進事業　（長寿社会課）・・・・・・・・・・　１
２　地域介護福祉施設等整備事業　（長寿社会課）・・・・・・・・・・　２
３　医療提供体制整備費補助事業　（医務薬事課）・・・・・・・・・・　３
４　総合診療・家庭医養成事業　（医師確保対策室）・・・・・・・・・・　４

◎ 議案関係

１　秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する
　条例案の概要　（長寿社会課）・・・・・・・・・・　５
２　秋田県国民健康保険条例案の概要　（国保改革準備・医療指導室）・・・・・・・・・・　１４
３　地方独立行政法人秋田県立療育機構の定款の変更について
　（障害福祉課）・・・・・・・・・・　１５
４　秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の
　確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正す
　る条例案の概要　（医務薬事課）・・・・・・・・・・　１７

事　業　概　要

長　寿　社　会　課

事　業　名	内　　容
地域で支える認知症施策推進事業 ６４９千円 （国　３２４ （一　３２５	１　事業目的 認知症の早期診断・早期対応に向け、認知症医療の充実及び介護・福祉との連携強化を図るとともに、県民の利便性の向上に資するため、認知症疾患医療センターの運営に要する経費に対して助成する。 ２　事業内容 新規開設センターへの運営費補助　６４９千円 （１）交　付　先　特定医療法人荘和会　菅原病院 （２）所　在　地　由利本荘市石脇字田尻３３番地 （３）類　　型　地域型 （４）指定予定日　平成３０年３月１日 （５）主 な 業 務 ①精神保健福祉士による相談等 ・専門医療相談（電話・面接） ・地域包括支援センター等関係機関との連携 ②鑑別診断、診療情報の提供等 ・病名を特定するための鑑別診断 ・かかりつけ医等への診療情報の提供 ③研修・会議等 ・医療連携協議会の開催 ・各種団体向けの研修会の開催 ・相談動向等に関する調査分析、広報等 ３　今後の方針 開設予定を含め、年度内に全医療圏にセンターが設置されることから、今後は、運営に対する支援を継続するとともに、センター間相互の連携体制の強化を図る。

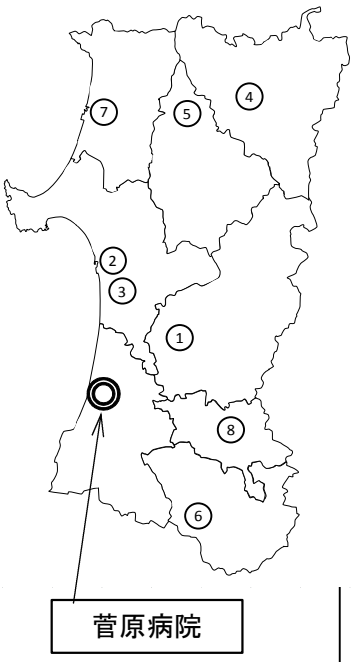

	既設・新設	設置先	類型	指定年月
①	既設	県立リハビリテーション・精神医療センター	地域型	H25.10月
②		秋田緑ヶ丘病院	地域型	H27.10月
③		市立秋田総合病院	基幹型	H28.10月
④		大館市立総合病院	地域型	H28.10月
⑤		たかのす今村クリニック	連携型	H28.10月
⑥		菅医院	連携型	H29. 2月
⑦		能代厚生医療センター	地域型	H29.10月
⑧	新設	横手興生病院	地域型	H30. 1月予定
◎		**菅原病院**	**地域型**	**H30. 3月予定**

事　業　概　要

長 寿 社 会 課

事 業 名	内　　容
地域介護福祉施設等整備事業 ３７，５８９千円 （㊎　３７，５８９） ［地域医療介護総合確保基金］	１　事業目的 「市町村介護保険事業計画」及び「県介護保険事業支援計画」に基づき、各地域において必要な地域密着型サービスを提供する施設等の整備及び施設の円滑な開設を促進するため、必要な経費について支援を行う。 ２　実施主体 市町村 ３　事業内容 （１）地域密着型サービス施設等整備事業 ３２，０００千円 住み慣れた地域で安心して暮らすため、住民のニーズに対応したサービスを提供する施設等の整備に要する経費を補助。

実施主体	施設種別	事業者	定　員	補助額（千円）
大仙市	看護小規模多機能型居宅介護事業所	(有)全快堂	29	32,000

（２）介護施設開設準備経費等支援事業

５，５８９千円

介護保険施設等において、開設時から質の高いサービスが提供できるよう、設備整備費及び備品購入費等に要する経費を補助。

実施主体	施設種別	事業者	補助対象定員	補助額（千円）
大仙市	看護小規模多機能型居宅介護事業所	(有)全快堂	9	5,589

【参考】看護小規模多機能型居宅介護について

「小規模多機能型居宅介護」（「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練を行う）と「訪問看護」を組み合わせた複合型のサービス。

退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続、家族に対するレスパイトケア（一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援）や相談対応による負担軽減等の支援を行う。

事　業　概　要

医　務　薬　事　課

事　業　名	内　　容
医療提供体制整備費補助事業 ４６，９５９千円 （国　４０，５９０ （一　６，３６９）	１　事業目的 へき地医療確保対策、医療機関の防火対策等、地域医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の施設・設備整備に対して助成する。 ２　事業内容 国からの内示に伴う補正 （１）医療機関等設備整備費補助事業　　１２，７３８千円 ・事 業 名　へき地医療拠点病院設備整備事業 ・補助対象　眼科診察用顕微鏡、眼科診察用視野計 ・補 助 率　国１／２、県１／２ ・補 助 先　男鹿市（男鹿みなと市民病院） （２）医療機関等施設整備費補助事業　　３４，２２１千円 ・事 業 名　有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 ・補助対象　スプリンクラー施設整備　３施設 火災通報装置整備　１施設 ・補 助 率　国１０／１０ ・補 助 先　有床診療所、病院

区　分	医療機関名	所在地	補助額（千円）
スプリンクラー施設整備	東台病院	大館市	18,777
	大里医院	鹿角市	4,252
	さいとうクリニック	にかほ市	10,902
火災通報装置整備	さいとうクリニック	にかほ市	290

事　業　概　要

医師確保対策室

事　業　名	内　　容
総合診療・家庭医養成事業 １，６７１千円 （㊇　１，６７１） ［県民の医療の確保に関する臨時対策基金］	１　事業目的 県と秋田県厚生連が共同で策定した「秋田県総合診療・家庭医養成プログラム」に基づいて、専門医養成研修を実施し、複数の疾患を横断的に診断・治療できる「総合診療・家庭医」の養成を推進する。 ２　事業内容 秋田厚生医療センターが研修医１名を採用したことから、研修に必要な経費を増額する。 ①委 託 先　　秋田県厚生農業協同組合連合会 ②委託内容 ・専門研修プログラムに基づいた研修医への指導 ・専門研修に必要な外部講師の招聘 ・学会主催研修会等への参加 ③委託期間　　平成３０年１月から３月まで 【参考】 研修モデルプラン

年次	1年目	2年目	3年目
研修内容	内科系6カ月、救急3カ月、小児科3カ月	内科系を中心に、希望診療科12カ月	外来・病棟・在宅医療研修12カ月
研修病院	秋田厚生医療センター		湖東厚生病院他

各プログラムの研修医在籍の状況

基幹病院	開始年度	研修医の在籍状況（各年4月1日現在）						H30.1
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
秋田厚生医療センター	H24	2人	4人	6人	3人	0人	0人	1人
秋田大学附属病院	H27	－	－	－	0人	0人	2人	2人
中通総合病院	H27	－	－	－	1人	2人	2人	2人
市立大森病院	H29	－	－	－	－	－	0人	0人
合　　計		2人	4人	6人	4人	2人	4人	5人

秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例案の概要

長　寿　社　会　課

1　改正理由

南部老人福祉総合エリアの老人専用マンションの利用を促進するため、同エリアの老人専用マンションの入居一時金の額を選択できることとする等の必要がある。

2　改正内容

⑴　入居一時金の額を入居者が選択できるようにするとともに、それに伴い月額使用料の額を改定することとする。（第４条、別表第１及び別表第２関係）

○　１人用居室

区分	入居一時金	月額使用料
①　現行	12,582,500円	110,200円
②　入居一時金(1/2)	6,291,250円	136,400円
③　入居一時金(1/4)	3,145,625円	149,500円
④　入居一時金（無し）	0円	162,600円

○　２人用居室

区分	入居一時金	月額使用料
①　現行	18,873,800円	165,200円
②　入居一時金(1/2)	9,436,900円	204,500円
③　入居一時金(1/4)	4,718,450円	224,200円
④　入居一時金（無し）	0円	243,800円

※①（現行どおり）に加え②～④を追加

⑵　入居一時金を還付することとなる入居期間を２０年（現行９年）に改めることとする。（第７条関係）

3　施行期日

この条例は、平成３０年１月４日から施行することとする。

秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
（使用料の徴収） 第四条　使用の許可を受けて第二条第一号及び第二号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者（エリアの老人専用マンション（以下「老人専用マンション」という。）を使用する者を除く。）から、別表第一に定めるところにより、使用料を徴収する。 ２　老人専用マンションを使用する者から、別表第二に定めるところにより、使用料を徴収する。 ３・４　略	（使用料の徴収） 第四条　使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者（エリアの老人専用マンション（以下「老人専用マンション」という。）を使用する者を除く。）から、別表第一に定めるところにより、使用料を徴収する。 ２　老人専用マンションを使用する者から、前項に定めるもののほか、別表第二に定めるところにより、入居一時金を徴収する。 ３・４　略
（入居一時金の還付） 第七条　入居一時金を納めて老人専用マンションを使用する者が当該施設を二十年以内の期間使用してその使用を終了した場合（二人で使用している居室についてそのいずれかがその使用を終了した場合を除く。）には、当該使用を終了した日から六月以内に、その者が納めた入居一時金の額から、次の各号に掲げる使用期間に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額に相当する入居一時金を還付する。 一　三月以内　その者が納めた入居一時金の額を七千二百で除した額に使用を開始した日から起算して使用を終了した日までの日数を乗じて得た額 二　三月を超え二十年以内　その者が納めた入居一時金の額を使用を開始した日から起算して二十年が経過する日までの日数で除した額に使用を終了した日から起算して当該二十年が経過する日までの日数を乗じて得た額を入居一時金の額から控除して	（入居一時金の還付） 第七条　老人専用マンションを使用する者（一年以内の期間を定めて使用する者を除く。）が当該施設を九年以内の期間使用してその使用を終了した場合（二人で使用している居室についてそのいずれかがその使用を終了した場合を除く。）には、当該使用を終了した日から六月以内に、別表第三に定めるところにより、入居一時金の一部を還付する。

得た額

（利用料金の収受）

第十一条　第八条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者（老人専用マンションを使用する者を除く。）から利用料金（入居一時金に相当する利用料金を除く。）を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第四条第一項及び第二項（入居一時金に係る部分を除く。）の規定は、当該使用者については、適用しない。

（利用料金の承認）

第十二条　略

2　知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　別表第一及び別表第二（入居一時金に係る部分を除く。）の規定を基準として定められていること。

二・三　略

3・4　略

別表第一　老人専用マンション以外の使用料（第四条、第十二条関係）

一・二　略

（利用料金の収受）

第十一条　第八条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者（老人専用マンションを使用する者を除く。）から利用料金（入居一時金に相当する利用料金を除く。）を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第四条第一項の規定は、当該使用者については、適用しない。

（利用料金の承認）

第十二条　略

2　知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　別表第一の規定を基準として定められていること。

二・三　略

3・4　略

別表第一　入居一時金以外の使用料（第四条、第十二条関係）

一・二　略

三　老人専用マンション

区分		使用料の額
一人用居室	長期使用の場合	生活費相当分	一月につき　三八、六〇〇円
		事務費相当分	一月につき　三三、〇〇〇円
		管理費相当分	一月につき　三八、六〇〇円

二人用居室	短期使用の場合	生活費相当分	一月につき　六二、八〇〇円
		事務費相当分	一月につき　五四、〇〇〇円
		管理費相当分	一月につき　六五、〇〇〇円
	長期使用の場合	生活費相当分	一人一月につき　三八、六〇〇円
		事務費相当分	一月につき　四〇、七〇〇円
		管理費相当分	一月につき　四七、三〇〇円
	短期使用の場合	生活費相当分	一人一月につき　六二、八〇〇円
		事務費相当分	一月につき　八〇、四〇〇円
		管理費相当分	一月につき　九五、九〇〇円

備考

一　この表において、「長期使用の場合」とは期間を定めないで使用する場合をいい、「短期使用の場合」とは一年以内の期間を定めて使用する場合をいう。

二　月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。

三　月の中途から使用を開始する場合、月の中途で使用を終了する場合又は一の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月における引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

四　月の中途から使用を開始する場合（一人で使用している居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。）又は月の中途で使用を終了する場合（二人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了す

る場合を除く。）の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

別表第二　入居一時金（第四条関係）

区分		使用料の額
一人用居室	長期使用の場合	一二、五八二、五〇〇円
	短期使用の場合	一、二五八、三〇〇円
二人用居室	長期使用の場合	一八、八七三、八〇〇円
	短期使用の場合	一、八八七、三〇〇円

備考

一　この表において、「長期使用の場合」とは期間を定めないで使用する場合をいい、「短期使用の場合」とは一年以内の期間を定めて使用する場合をいう。

別表第二　老人専用マンション使用料（第四条、第十二条関係）

一　入居一時金を納めて入居する場合

区分			入居一時金	使用料の額 月額使用料
一人用居室	A		一二、五八二、五〇〇円	生活費相当分　三八、六〇〇円 事務費相当分　三三、〇〇〇円 管理費相当分　三八、六〇〇円
	B		六、二九一、二五〇円	生活費相当分　三八、六〇〇円 事務費相当分　三三、〇〇〇円 管理費相当分　六四、八〇〇円
	C		三、一四五、六二五円	生活費相当分　三八、六〇〇円 事務費相当分　三三、〇〇〇円 管理費相当分　七七、九〇〇円
二人用居室	A		一八、八七三、八〇〇円	生活費相当分　一人につき三八、六〇〇円 事務費相当分　四〇、七〇〇円 管理費相当分　四七、三〇〇円
	B		九、四三六、九〇〇円	生活費相当分　一人につき三八、六〇〇円 事務費相当分　四〇、七〇〇円 管理費相当分　八六、六〇〇円
			四、七一八、四五〇円	生活費相当分　一人につき三八、六〇〇円

	C
事務費相当分	四〇、七〇〇円
管理費相当分	一〇六、三〇〇円

備考

一　月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。

二　月の中途から使用を開始する場合、月の中途で使用を終了する場合又は一の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月における引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

三　月の中途から使用を開始する場合（一人で使用している居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。）又は月の中途で使用を終了する場合（二人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了する場合を除く。）の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

二　入居一時金を納めずに入居する場合

区分	使用料の額
一人用居室	生活費相当分　三八、六〇〇円

	事務費相当分　三三、〇〇〇円 管理費相当分　九一、〇〇〇円
二人用居室	生活費相当分　一人につき三八、六〇〇円 事務費相当分　四〇、七〇〇円 管理費相当分　一二五、九〇〇円

備考

一　月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。

二　月の中途から使用を開始する場合、月の中途で使用を終了する場合又は一の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月における引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

三　月の中途から使用を開始する場合（一人で使用している居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。）又は月の中途で使用を終了する場合（二人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了する場合を除く。）の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

別表第三　入居一時金の還付額（第七条関係）

使用期間	還付額	
	一人用居室	二人用居室
一年以内	一一、三二四、二五〇円	一六、九八六、四二〇円
一年を超え二年以内	一〇、〇六六、〇〇〇円	一五、〇九九、〇四〇円
二年を超え三年以内	八、八〇七、七五〇円	一三、二一一、六六〇円
三年を超え四年以内	七、五四九、五〇〇円	一一、三二四、二八〇円
四年を超え五年以内	六、二九一、二五〇円	九、四三六、九〇〇円
五年を超え六年以内	五、〇三三、〇〇〇円	七、五四九、五二〇円
六年を超え七年以内	三、七七四、七五〇円	五、六六二、一四〇円
七年を超え八年以内	二、五一六、五〇〇円	三、七七四、七六〇円
八年を超え九年以内	一、二五八、二五〇円	一、八八七、三八〇円

秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例（平成二十六年秋田県条例第四十三号）の一部改正（附則第三項による改正）

新	旧
1　略 附　則	1　略 附　則

2　この条例の施行の日から秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例（平成二十九年秋田県条例第　　号）の施行の日の前日までの間に限り、この条例の施行の日前に徴収した老人専用マンションの入居一時金の還付額については、なお従前の例による。	2　この　　条例の施行の日前に徴収した老人専用マンションの入居一時金の還付額については、なお従前の例による。

秋田県国民健康保険条例案の概要

国保改革準備・医療指導室

1　制定理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第３１号）による国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の一部改正に伴い、県が行う国民健康保険に関し必要な事項を定める必要がある。

2　内容

⑴　秋田県国民健康保険運営協議会の委員の定数、会長、会議等について定めることとする。（第２条～第５条関係）

⑵　国民健康保険法第７５条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金は普通交付金及び特別交付金とすることとし、これらの交付に関し必要な事項を定めることとする。（第６条関係）

⑶　県は、国民健康保険法第７５条の７第１項の国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和３４年政令第４１号）等に定めるところにより同項の国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該額をあらかじめ市町村に通知することとする。（第７条関係）

⑷　国民健康保険法第７５条の７第１項の国民健康保険事業費納付金の算定に関し必要な事項を定めることとする。（第８条～第１８条関係）

3　施行期日等

⑴　この条例は、平成３０年４月１日から施行することとする。ただし、⑵は、公布の日から施行することとする。

⑵　２⑶その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする。

⑶　秋田県国民健康保険調整交付金条例（平成１７年秋田県条例第９４号）は、廃止することとする。

地方独立行政法人秋田県立療育機構の定款の変更について

障　害　福　祉　課

1　変更理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）による地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）の一部改正に伴い、監事の職務及び権限並びに任期等、所要の規定の整理を行う必要があることから、定款の一部を変更するものである。

なお、定款の変更に当たっては、同法第８条第２項の規定により、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣の認可を受ける必要がある。

2　変更内容（案）

（１）第８条（職務及び権限）関係

法人のガバナンス強化を図るため、監事の職務及び権限について規定する。

（２）第１０条（任期）関係

監事の任期を現行の２年から、理事長の任期（４年）の末日を含む事業年度の財務諸表承認日までとする。

（３）その他所要の規定の整理

3　施行期日

議会の議決後、総務大臣の認可を経て、平成３０年４月１日から施行する。

※地方独立行政法人秋田県立療育機構定款　新旧対照表

現行	変更（案）
地方独立行政法人秋田県立療育機構定款 （職務及び権限） 第８条　（略） ２～５　（略） ６　監事は、法人の業務を監査する。	地方独立行政法人秋田県立療育機構定款 （職務及び権限） 第８条　（略） ２～５　（略） ６　監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 ７　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 ８　監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。 一　法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

	二　その他秋田県の規則で定める書類
7　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は秋田県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。	9　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。
（任期）	（任期）
第10条　理事長及び副理事長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とする。	第10条　理事長及び副理事長の任期は４年とし、理事の任期は２年とする。
	2　監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応し、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第 34 条第１項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
2　（略）	3　（略）
3　（略）	4　（略）
第３章　資本金等	第３章　資本金等
第14条　法人の資本金は、法第 67 条第１項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。	第14条　法人の資本金は、法第 66 条の２第１項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。
2　法第 67 条第１項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表第１及び別表第２に掲げるものとする。	2　法第 66 条の２第１項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表第１及び別表第２に掲げるものとする。
附　則	附　則
この定款は、法人の成立の日から施行する。	この定款は、法人の成立の日から施行する。
	附　則
	（施行期日）
	この定款は、平成 30 年４月１日から施行する。

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要

医　務　薬　事　課

１　改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第１０６号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

２　改正内容

引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年厚生省令第１号）の条項を改めることとする。（別表関係）

３　施行期日

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成３０年１月３１日）から施行することとする。

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

別表（第二条関係）

区分	手数料の額（一件につき）
二十三　令第八十条第一項又は第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第一項の規定による承認の申請	
イ・ロ　略	略
ハ　医療用医薬品（省令第十四条第一項に規定する医療用医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売に係るもの	略
ニ・ホ　略	略

旧

別表（第二条関係）

区分	手数料の額（一件につき）
二十三　令第八十条第一項又は第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第一項の規定による承認の申請	
イ・ロ　略	略
ハ　医療用医薬品（省令第六十二条第一項に規定する医療用医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売に係るもの	略
ニ・ホ　略	略